

**口永良部島（新岳）噴火により被害を受けられたみなさまに  
お見舞いを申し上げます**

このたびの口永良部島（新岳）噴火により被害を受けられましたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、次の連絡先におきまして、ご契約者のみなさまからの被害のご連絡やご相談を承っておりますのでご利用くださいますようお願い申し上げます。

**■ご契約に関するご相談等**

**・お客さま相談室**

**フリーダイヤル 0120-255-400（平日 9:00~17:00）**

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

**■事故のご連絡**

**・傷害保険**

**フリーダイヤル 0120-559-336（平日 9:00~17:00）**

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

**・所得補償保険**

**フリーダイヤル 0120-113-136（平日 9:00~17:00）**

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

**・医療保険**

**フリーダイヤル 0120-733-367（平日 9:00~17:00）**

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

**・火災保険、新種保険**

**フリーダイヤル 0120-550-346（平日 9:00~17:00）**

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

**・一時払退職者傷害保険**

**フリーダイヤル 0120-400-811（平日 9:00~17:00）**

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

※なお、夜間・休日の受付につきましては、フリーダイヤル 0120-550-346 にて承っております

また、このたびの口永良部島（新岳）噴火により災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者のみなさまを対象に、「契約継続の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける等の特別措置（※）を実施いたします。本措置の適用をご希望のお客さまは、担当者、または当社連絡先にお問合わせください。

（※）契約継続の締結手続きは、災害救助法適用日から2週間、保険料のお支払いは、災害救助法適用日から2ヶ月間をそれぞれ限度として猶予させていただくものです。

**<口永良部島（新岳）噴火により災害救助法が適用された地域につきましては、次頁をご参照ください>**

口永良部島（新岳）噴火により災害救助法が適用された地域について

< 2015年5月29日現在 >

災害救助法適用市町村	法適用日
【鹿児島県】 熊毛郡屋久島町（くまげぐんやくしまちょう）	2015年5月29日